

日本における心身障害者体育の史的研究
(第8報)——明治・大正初期の精神薄弱
児体育について——

北 野 与 一

A Historical Study of Physical Education
for the Handicapped in Japan (VIII)
—On Physical Education for the Mentally
Retarded Children, 1890–1917—

Yoichi Kitano

I はじめに

明治20年代に入ると、わが国の初等教育界では、義務教育に関連する諸制度の整備に伴う試験制の厳格化、あるいは詰め込み教育や就学率向上政策の強化がより顕著となった。こうした教育状況の下で、明治23(1890)年、長野県松本尋常小学校に落第生のための学級が、能力別編制の一環として設けられた。これがわが国の特殊学級の起こりであり、精神薄弱児教育の始まりであった。その後、主として軽度精神薄弱児対象の特別学級が小学校及び師範学校附属小学校に設置され、一方、重度精神薄弱児対象の保護・教育を目的とした施設も有識者らによって設立されるに至った。

明治期における学級の設置と施設設立の概況は、次のようであった。^{(1)~(11)}小学校では、明治23(1890)年長野県松本尋常小学校(落第生学級=学級名称、以下同じ)、同29(1896)年長野県長野尋常小学校(晩熟生学級)、同31(1898)年長野県飯山尋常小学校(単級)、同34(1901)年京都市淳風尋常小学校(成績不良組)・群馬県館林尋常小学校(劣等児学級)、同37(1904)年神戸市湊川尋常小学校(特殊学級)、同38(1905)年東京市万年尋常小学校・同市鮫橋尋常小学校(特別学級)・兵庫県弘道尋常小学校(劣等児学級)、同39(1906)年長野市城山尋常小学校(低能児学級)、同42(1909)年熊本市山崎尋常小学校(低能児学級)、同43(1910)年長野県小諸尋常小学校・同県臼田尋常小学校(劣等児学級)・大阪市東平野尋常高等小学校(特殊学級)などがあつた。続いて、附属小学校では、明治39(1906)年大阪府師範学校附属小学校(教育治療室)、同40(1907)年岩手県師範学校附属小学校(劣等児学級)・大阪府師範学校附属小学校(晩熟生学級)、同41(1908)年東京高等師範学校附属小学校(補助学級)・姫路師範学校附属小学校(特別学級)・長野県師範学校附属小学校(補助学級)・福岡県女子師範学校

附属小学校（奨学級・補助学級）・和歌山県師範学校附属小学校（低能児学級），同43（1910）年北海道師範学校代用附属小学校（劣等児学級）・明石女子師範学校附属小学校（特別学級），同45（1912）年奈良県女子高等師範学校附属小学校（特別学級）・長岡女子師範学校附属小学校・岡山県女子師範学校附属小学校（劣等児特別教育）があった。また，施設では，明治39（1906）年の石井亮一（1867-1937）による滝乃川学園，同42（1909）年脇田良吉（1875-1948）による白川学園，同44（1911）年川田貞治郎（1879-1959）設立の日本心育園，大正5（1916）年岩崎佐一（1876-1962）設立の桃花塾があった。

以上からもうかがえるが，わが国の精神薄弱児教育の発展過程には，三つの流れが見られた。即ち，一つは，小学校における劣等児や低能児，あるいは学業不振児対象の特別学級教育であり，二つは，明治末期に始まった「実験学校としての性格をもって本質的に精神薄弱児の指導を検討しようとする試み」をもち，当初小学校のそれと若干異質の教育実践内容を示した師範学校附属小学校における特別学級教育である。⁽¹²⁾ また，今一つは，低能児及び「白痴児の収容施設の設置とそこでの教育の試み」⁽¹³⁾である。この精神薄弱児教育の流れを踏まえながら，この教育の実践過程における体育的内容を史的に概観し，特別学級や施設教育の下で体育がどのように位置づけられ性格づけられていったかを検討することは，精神薄弱児の教育上重要なことと考えられる。

II 目 的

本稿は，明治・大正初期に展開された公立小学校及び附属小学校における劣等児・低能児のための特別学級教育で，体育的諸活動がどのように性格づけられ，体操科がどのように位置づけられていたかを，その背景などの関連において若干の検討を加えるものである。

III 方 法

本稿では，一般教育史，障害児教育史，精神薄弱問題史研究紀要などの資料や報告を参考文献とし，且つ地方教育史，学校史，特別学級に関する実践報告（書，論文）を主たる史・資料として考察を進める。

IV 結果と考察

「学制」には，進級及び卒業の試験制度が規定されていた。これが「学力向上」政策と相まって児童の優劣を明らかにする結果を生むことになる。^{(14), (15)} 一方，明治13（1880）年の「教育令」の改正に伴う「就学督責規則」の制定，同19（1886）年の「小学校令」による不就学扱いの届出制から許可制への変化，同23（1890）年及び同33（1900）年の改正「小学校令」による義務教育の強化と，それに伴う就学猶予・免除認可権の強化などに見られるように，義務教育の制度的・内容的確立とともに就学率が向上し，その過程で学級編制が可能な大都市に劣等児，低能児，落第生などと呼ばれる学業不振児や非行児の問題が顕在化することとなった。現場では，これに対して単一学級，同一学年での個人的な座席配置の工夫（座席指定法式）や，優劣のグ

ループに分けて指導する分団式指導法(以下、分団式編制法という)、あるいは業間、放課後及び休暇時の特別指導(課外方式)などの対応策が講じられたが、新たな特別学級(所属移動編成法と能力別編制法)を編制して、これらの児童の教育に当たろうとする学校も現われたのである。

1. 学力向上政策と体育

長野県松本尋常小学校の「落第生学級」に始まる学業不振児の教育は、試験制度下における落第生対策という現実的要請から発足したものであり、従って「促進学級の性格」⁽¹⁷⁾をもっていた。当時、成績不良の判定は主として国語科と算術科の成績によってなされ、そこでの教育の主眼はそれら主要教科の成績を向上させることにあった。その教科内容は一般の普通学級に準拠したものであったが、例えば、長野県松本尋常小学校や長野市後町尋常小学校の事例も示すように、実際には国語科と算術科を重要視した指導が行なわれたのである。

こうした教育思潮の下では、特別学級が設置されても当然ながら体操科は疎外されがちであった。兵庫県弘道尋常小学校の「体操や図画の時間を算数・国語の時間に⁽¹⁸⁾変更し、これらの教育に集中していた」⁽²⁰⁾指導事例、長野市後町尋常小学校の「他級生は花々しくテニスをやっておる⁽¹⁹⁾低能学級の生徒は器具なき為めにやる^(ママ)を事を得ず^(ママ)受持は生徒にやらせたいと思っても低能学級の主脳たる主任に於ては此有様を見て可愛そーとも又気の毒とも思はれない様子⁽²¹⁾」という実態や指導者の姿勢、群馬県館林尋常小学校の「一学年又は一学期の終りを待たずして他の組に編入⁽²²⁾」させるという進級事例などは、学力向上政策を背景とした主要教科重視の結果から生じた現象であった。

この学力向上政策の姿勢は、明治末期に至っても依然として続き、義務教育の年限延長(明治41<1908>年)や教科書の改定(明治44<1911>年)、あるいは府県単位における学力検査の実施などによって具現化されていった。その結果、教育現場では劣等児・低能児問題がますます顕在化することとなり、当局は「大小さまざまな講習会、研究会」をもって対応したが、それ自体「文部省が、劣等児・低能児教育として具体的に提起したのではなく」、学力向上政策が「教育現場に作用していく過程」⁽²³⁾で生じた問題であったことから、特別学級の泡沫現象的な設置と改廃が続き、学校間の連携よりも、むしろ各学校の独自性が強められていった。従って、明治期における劣等児、低能児の教育的対応には、障害児教育として進展していくための限界が見られ、その実践はこうした障害児についての教育的展望を開く足掛かりを作った程度に終わったと言えよう。

2. 学級編制法と体育

成績不振児が劣等児、低能児、あるいは成績不良児などと呼ばれて教育問題化し、それらの児童のための特別学級が一部の府県で開設されて以来、わが国の初等教育界は学級編制法に対し高い関心を示してきた。また、明治末期には、乙竹岩造(1875-1953)らによるドイツで試行されたマンハイム・システム(Mannheimer Schulsystem)⁽²⁴⁾の紹介や、文部省訓令第六号「師範学校規程の要旨及施行上の注意事項」(明治40<1907>年)における「特別学級」の設置奨励などと相まって、附属小学校においても学級編制法が研究対象として取り上げられるようになり、関心の高まりに拍車をかけた。⁽²⁵⁾

当時の主要な学級編制法には、特定の教科時だけ特別学級にて指導する所属移動編制法（著者は日本体育学会第34回大会にて「特定教科方式」という仮称で報告したが、本稿ではこのように呼称する）、及び学力水準の達成の有無によって所属を決定し、一定期間所属を固定しておく単級の能力別編制法があった。なお、この両者とは若干異質な指導形態をとった分団式編制法、即ち、単一学級内で同一学年を優劣のグループに分けて指導する方法が見られた。こうした編制の在り方は、教育方針、換言すれば体操科の位置づけとも深い係わりをもっていた。以下、各編制法における体育的対応について検討を加えていくことにする。

(1) 分団式編制法 兵庫県明石女子師範学校附属小学校では、明治42（1909）年頃より及川平治（1875-1939）の主唱する分団式教育を開始している。⁽²⁶⁾ また、この思潮を受けて奈良県女子高等師範学校附属小学校でも、大正初年よりこの方式について取り組みを始めている。^{(27), (28)} この指導方式を主唱した及川の理論は、John Dewey（1859-1952）、⁽²⁹⁾ E. O. Séguin（1812-1880）、⁽³⁰⁾ O. M. Johnes、⁽³¹⁾ 乙竹岩造、⁽³²⁾ 笠原道夫（1883-1952）らの理論を参考に実践を通して構築されたものであり、成績不良のために進級できない児童の個別指導から出発したものであった。また、この理論の基本理念は「活動主義」、「個人差の重視」及び「自学主義」にあり、体育は「身体をとおしておこなう教育」であると、当時としては近代的な感覚でとらえられていた。⁽³⁴⁾ しかしながら、この新理論の適用は、徳性、知能及び身体においてやや低弱で、しかも被陶冶性があり普通の小学校教育を施すべき児童である「第一種異常児」に限られ、画一的注入主義の指導によって最も被害を受けていたと考えられる魯鈍、痴愚、白痴、てんかん、盲、聾などの「第二種異常児」は除外されていた。^{(35), (36)} そうした観点から、この分団式編制法による教育法は、障害児の発達の可能性を疑問視し、障害児を被教育権の主体ととらえていなかったと言わざるを得ない。従って、そこには障害児のための体育、あるいは障害児のための体操科の在り方などを追求しようとする姿勢は見られなかった。⁽³⁷⁾ 強いてこの方式の体育史的な意義を探るとすれば、大正時代に至って小学校体操科でも分団式が適用されるようになったことから、⁽³⁸⁾ 実習科にまで適用できる理念を提供し、この分野に対して実践への契機を与えたことに意義を求めることができるだろう。

(2) 所属移動編制法 この編制法は、前述のように、特定教科、一般的には国語と算術に限り、指定した児童を原級から離れさせ、新しく編制した特別の学級で特別指導を行なうものである。この方式を採用した代表校として、明治39（1906）年から同40（1907）年にかけての大阪府師範学校附属小学校における成績不良児のための特別学級と、^{(39), (40)} 明治41（1908）年の福岡県女子師範学校附属小学校における「学業劣等ノ児童及ビ感覚不完全ナル児童」対象に設けられた特別学級を挙げることができる。⁽⁴¹⁾

大阪府師範学校附属小学校の場合は、「遊戯、唱歌、手工、修身などに就きては他の児童と共に遊はし共に学はしむるも不可能にあらず 且つ又全く別者扱を為しては之かために却て是等児童の人格心情に面白からざる傾向を發せしむるを恐るゝを以て」、⁽⁴²⁾ この方式を採用したという。また、福岡県女子師範学校附属小学校におけるこの方式の採用理由は、「普通ノ児童ト共ニ教授セラルベキ機会ヲ多カラシメンコトヲ努メタルト我国ノ現状トシテ今日以上ノ設備ヲ要求スルコトノ不可能ナルコト」⁽⁴³⁾ であった。いずれにも、成績不良の児童をできるだけ一般児童の中で指導すべきであるという近代的な障害児教育観がうかがわれる。しかし、両学級とも短期間で全教科目指導の独立した単級に移行・進展していることから、その主たる理由は、対

象児の知的能力程度が若干高かったこと、実験的意図があったこと、教員や教室などの管理面に不備があったことであろう。そうした観点から、この方式は、単級としての能力別編制法へ移行していくための前段階的教育形態であったと言える。

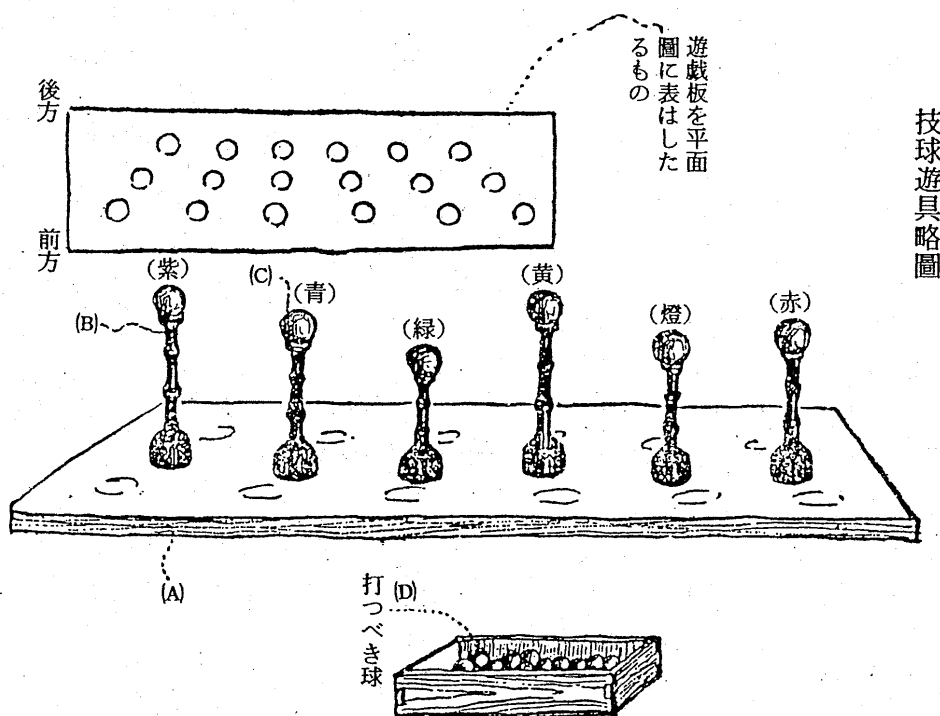
なお、この方式では、成績不良の児童一人ひとりに対する体育上の配慮が無視されていたわけではなかった。例えば、大阪府師範学校附属小学校の場合、遊戯は他の一般児童とともに指導されたが、「個人に対する特殊的教育手段」として「愉快に遊戯を奨励して快活なる心情の惹起を努むること」や、「身体方面に留意すること」など、体育的な配慮が教科及び課外を通じてなされ、「栄養状態をして充分ならしむること」などの養護指導も家庭との連携の下で実践されていた。しかし、そうした体育的指導が学校・家庭生活を通じて細かく実践されても、この方式自身一般児童とともに指導するため、成績不良児に対する体操科の指導、換言すれば障害児に対する適切な体育的指導を実践するには限界があり、この方式では十分な障害児の体育的指導は期待されなかった。

(3) 能力別編制法 児童の学力差を中心に年齢や性も配慮し単級として編制された特別の学級は、この教育の草創期より設けられ、教育方針、内容及び指導法において健常児に対するものと若干異なる対応を見せた。しかし、体育面、特に体操科という教科領域に限定した場合、明治30年代までには注目すべき対応は見られなかった。明治末期に至り、同30年代後半に移入されてきた欧米の低能児教育の影響が、漸く教育現場において具現化し始めた。体育面で特に注目すべき事例は、東京高等師範学校附属小学校の補助学級⁽⁴⁴⁾と熊本市山崎尋常小学校の特別学級であった。以下、両学級における指導の実際を若干検討することにしたい。

①東京高等師範学校附属小学校補助学級 この補助学級は、当初特別学級と呼ばれ、「同校部長樋口長市の提唱により、欧米の低能児教育の実際を視察研究した同校教授乙竹岩造の帰国によって機が熟して開設された」ものであった。また、それは「ドイツの補助学級をモデルにして」、「その大綱は樋口部長の指示するところ」により作成され、訓導小林佐源治(1880-1964)によって実際運営がなされた⁽⁴⁵⁾。所属児童は、「近隣の小学校において、当時精神、身体ともに著しく劣弱で、原級に留め置かれてもなお教育効果の期待できないいわゆる『低能児』と呼ばれた児童」で、各種の検査・調査を行なって選ばれた児童であった^{(46), (47)}。

小林は低能児教育の目標について、「第一には授業を行ひて知識感情の涵養をはかるべし。第二には体操遊戯其の他に於て身体の養護鍛練を謀るべし。第三には大に作業を行ひ筋肉を練りて大に働ける人たちしむべし。」⁽⁴⁸⁾と述べ、この教育の根本は、「知育にあらず」して「身体健全にして働かれる人間」の育成にあるとした^{(49), (60)}。ここには、従来の特別学級における教育と異なる発想の転換を見ることが出来る。わが国の小学校における中心的存在であった東京高等師範学校附属小学校が、特別学級教育において健常児の教育に見られる知育偏重主義から脱皮し、身体の健全と豊かな情意の育成を志向した体育・徳育重視の教育を行なったことは、精神薄弱児教育史上注目すべき事例であったと言えよう。

この補助学級の「課程表」⁽⁵¹⁾は、第1表のようなものであった。この課程表には、時間の短縮と1時限に2教科を行なう教科統合(合科)の新しい対応が見られる。即ち、体操は、綴り方、唱歌、修身と併合されている。この構想は、劣等児・低能児が一般的にもっている⁽⁵²⁾「疲労し易い」、「集中力の欠如」などの身体的・心理的配慮から打ち出されたものであった。下級担任の小林は、「体操の目的も普通児と全然別といふではないが」と前置きした上で、劣等



目的は、心力と、體力、殊に筋肉の両作用の調和的発達を圖らんために用ひたものであつて、(A)は平板に六色の色彩を施して、六本の(B)なる球を載すべき臺を装置し其の上に、(C)なる、各異なる六個の球を一つ宛載せおき、別に(D)なる色彩を施さざる球を凡そ二個乃至三個宛を、各兒童に持たしめ、數尺を隔てたる所より臺上の球を標的にして打ち墜さしめるのである。

なお、この補助学級では、唯単に正課時に限らず、医師や家庭と連携を密に、より体育的効果の挙がるような管理体制もできていた。小林は、数年の実践から得た教育効果の結論として、次のように報告している。⁽⁵⁸⁾

低能兒童は教育して全然之を普通兒の如くはなすべからざるも教育の効果は学業に於いて体育操行に於て、最も著しきを読む。教育せずんば独立し得ざるものも、教育せば必ず独立して職業を営むか或は独立せざるまでに業に就くに至る等教育の効果は決して没すべからず。

以上のような小林らの補助学級教育に見られた遊戯中心の指導内容、運動による脳育思想、筋肉運動（手工や作業をも含む）重視の指導法（直観化、具体化、動作化、遊戯化と言われるもの）を核とした体育第一主義の障害児教育理念は、当時低能児教育の指導的役割を果たし、樋口とともにこの学級を指導した乙竹のそれに負うところ大であったと思われる。乙竹は、「低能児教育法」⁽⁵⁹⁾で運動による知的能力陶冶の根拠を脳生理学的に論述し、「知力の発達の上に運動といふことは非常に大なる関係を有つて居」り、「注意並びに意志の力といふものは体操に依りまして頗る宜しく涵養陶冶せらるゝ」と指摘している。また、手工についても、体操を「補綴」するもので、「小筋の運動によつて其の屈伸、器用、筋の韻律、筋の連絡といふやうなことを練るの効が甚だ大き」く、しかも「職業的の素養」を培うものであると、その重要性を強調している。小林らは、そうした乙竹の教育理念を実践に移していったのである。

②熊本市山崎尋常小学校特別学級 熊本市にあっては、明治40年代に入り「初等教育の内容が一通り充実」⁽⁶⁰⁾してきたが、低学力児問題が顕在化し始め、当局はその対応に苦慮していた。荒木善次（1878-1968）は、山崎尋常小学校に訓導として転任してきた明治41（1908）年の12

月、熊本市が計画していた低能児学級の開設に伴う担任就任の依頼を受け、熊本市初の障害児教育に携わるようになる⁽⁶¹⁾。彼は、以来大正12(1923)年まで同市の草創期における低能児教育に情熱を注いだのである。

荒木は、低能児教育の実践に先だちこの教育の基本理念、学級編制法や指導法などの実際問題について全国的な実態の把握に努め、自分の行くべき道を探る。即ち、彼の報告によれば⁽⁶²⁾、彼は東京高等師範学校附属小学校補助学級、奈良県女子高等師範学校附属小学校分団式学級、福岡県女子師範学校附属小学校特別学級、神戸市湊川尋常小学校、大阪府立修徳館、万年尋常小学校、白川学園、滝乃川学園などを事前に視察している。明治42(1909)年6月、「山崎、手取、慶徳」の3校から選ばれた18名(尋常科3年男児4名・女児2名、尋常科4年男女児各3名、尋常科5年男女児各3名)からなる特別学級の教育が開始されたのである⁽⁶³⁾。

荒木は、実践を通して着実に自己の障害児教育論を確立していった。その実践の第一は、児童をあらゆる側面から観察、調査、検査することであった⁽⁶⁴⁾。その結果、低能児一人ひとりとは異なった個性をもち、健常児に比し知能や学力だけでなく身体、性格、感情、行動などにおいても疾患、障害及び異常をもっていることを知り⁽⁶⁵⁾、しかも彼は、健康増進が指導努力によって容易に達せられるものであり、それが基盤となって心力陶冶や人格の発達の可能性が生まれてくるものと確信した⁽⁶⁶⁾。この思想は、彼の教育思想の根幹となっていた。彼は、児童の実態や教育実践の分析から、教育の方針を「健康を第一に教育を進め、傍ら道德教育を重んじ、情意生活の改善に努力して、智能の啓発を図り、国家の穀潰し者にならぬやうに訓練する⁽⁶⁷⁾」ことにおいた。この彼の健康第一主義・体育中心の教育論は先述の小林・田島らのそれと共通するものがあり、その大胆な実践は、実験校でなく、しかも制約の多い地方の公立小学校における低能児教育への新しい挑戦として、注目すべきものを包含していた。

荒木は医学的方面とも十分な提携をとり、疾病の除去、障害の軽減を図るとともに、学校・家庭生活の中で「栄養問題、根本的病芽ノ除去、運動ト休息トノ規則的交換、新鮮純浄ナル空気、十分ナル日光力ノ享受、休暇ノ利用等各種ノ方面ニ於テ」健康の増進に努めた⁽⁶⁸⁾。諸教科の中核に据えた体操科指導について、彼は従来の「学校体操主義は理論かぶれの観があり、且つ個人的な精神鍛錬にもどかしい所がある」と強く批判し、次のような方針の下で指導を行なった⁽⁶⁹⁾。

ア。「自由遊戯を加味したる遊戯を大に行ふ。」

イ。「教練の如きは一通りの練習に止む。」

ウ。「技術の熟練、殊に競技的体育は……採らず。」

エ。「ねばり強き身体を個別的に自由に鍛錬すること、夫には登山 遠足 耐熱行軍 雪中行軍 夏季游泳等が最もふさわしい。」

以上からも看取できるように、体操科の指導内容(学習活動)の中核は、遊戯であり、登山・遠足・水泳を中心とした郊外(校外)教授であった。以下この2点に関し、若干検討を加えておこう。

「自由遊戯を加味したる遊戯」の発想の根底には、児童が「不愉快な気持」ちで体操・遊戯を行なっても、健康増進はもとより協同一致の精神、規律的習慣、剛毅の気象は育成できるものではなく、「快活に平和に楽しく面白く」学習できる教材によってこそ、「精神方面の改造」が図れるという理念があり、それは経験を通して生まれたものであった。当初、運動場におけ

る児童たちの自然な遊びを観察し、児童の最も好み、しかも楽しく遊ぶ遊戯を見つけ、同時に自分も遊び仲間として同化していく、その同化の過程でそれを主要な教材として位置づけていくという児童主体の指導法がとられた。その代表的な事例が、「陣取体操」と呼ばれているものである。彼はこの陣取体操の学習活動を通じ、児童の「健康増進の前兆」を見、「機敏—規律—共同」という能力や態度の発達を観察したのである。

彼は、そうした校内における授業だけで満足しなかった。「歩むといふことと、美しき日光と、清新なる空気」は、「学校体操の到底及ぶ処のものでない」と、郊外教授を高く評価し、「四十種に余る直観方案」を計画・実施している。この「直観方案」は、健康の増進、^{(70),(71)}「喜悦」の感受、「智能」の啓発という目標で、幅広く全教科対象に実施された。この方案の一部を参考までに示すと、次のようなものであった。

第2表 春季夏季秋季冬季直観方案

月 一	月 六	月 九	月 三	月
直本 觀妙 方寺 案參 拜	直誘 觀蛾 方燈 案	直螢 觀符 方案	直田 觀植 方案	直動 觀採 取
21 國敬 史神	21 慰理 安科	21 慰理 安科	21 國語 科	21 國語 科
發 厚山	木 妙寺 巖	成 道寺	池 田村	池 田村
二二 時里 間半	二二 時里 間半	三二 時里 間半	二二 時里 間半	二二 時里 間半
21 實現 物地 參講 觀話	21 裝蛾 置習 性(火 を求 む)	21 夜光 飛虫 の習 性(火 を求 む)	21 田園 趣味 の観 念	21 げん ごら う、 やど
21 水土 筒曜 持放 參課 後	21 夕夕 歸宅 食後 九時 半	21 夕夕 食後 注意	21 放課 後注 意	21 中食 後注 意

この方案には、「第2表」の事例も示すように、遠足型学習活動を中心とした合科教育型の直観教授法と生活単元学習型の直観教授法という二つの指導法上の構想が見られる。前者についての代表的事例は、荒木も詳説している「大阿蘇登山方案」⁽⁷²⁾であろう。地理や理科の教科的目標も合わせもって実施されたこの方案について、彼は次のように報告している。

外輪山がどうの火口壁がどうのと、机上に於て如何に長口説を振ひましても、……登山せずして、直観せずしては大阿蘇の片鱗すらうかがうことは不可能でありましょう。……主目的は筋肉の大鍛練で、傍ら以て浩然の英気を養はんが為めであります。言ひ代へれば体操を為さんが為めであります。……木の根を挙げるのは機械体操、坂路の四つ這ひは腹筋運動、獨木橋を渡るの平均運動、坂路を下るのは跳躍運動、息へる時は深呼吸、何から何まで、学校体操の企及し想像し能はざる、然も人為的でなく、動的号令でない処の自然的、自動的、興味的で、児童性にじっくりした体操と云ふべきであります。

これらの方案の計画は、事前の行き届いた詳細な経路調査、目的地の環境調査によって裏づけされたものであった。⁽⁷³⁾また、その実践に当たっては、児童の興味や喜悅、あるいは自由性や自動性を重要視し、しかも自然を相手に個別化・遊戯化された運動指導を行なうという低能児に対する荒木流の指導理念が貫かれていた。

後者の代表的な事例は、「夏季生活方案」⁽⁷⁴⁾と「試食会方案」⁽⁷⁵⁾である。夏季休暇を利用しての2週間の夏季生活方案には、「游泳方案」や「舟遊び方案」などの他に、生活に関連する「ポンプ操縦方案」や「市場直観方案」が含まれていた。また、試食会方案には、「茸狩り」、「蕨狩り」、「汐干狩り」、「いも掘り」などの方案があり、それらが季節に応じて計画された。その学習は、それらの材料を使って「献立てから料理まで子供達に」行なわせるものであった。これらの方案は、いずれも「慰安と運動と軽い勉強」を目標にしたもので、児童に生活上の基礎的体験をさせながら自立の精神を育成していこうという指導理念で実践された。

こうした対象児童の実態を適切にとらえ、自然環境や地域社会を巧みに結合・活用した指導法、あるいは、ややもすれば育成されつつある諸能力が減退したり、生活リズムが崩れる夏休み時にも手を緩めない指導法、換言すれば、健康第一主義にした合科教育による知的能力の啓発や、生活単元型の学習経験から自立の精神を育成しようとした指導法が、荒木の教育的特徴の一つであった。当時、遠足を軸にした合科的郊外教授は、決して新しい構想ではなかったが、遠足の「娯楽性、訓練性及び集団性といった体育的価値以外に多くの教科的価値をも包含すること」⁽⁷⁶⁾に着眼し、それが低能児に適切な学習方式であるとして積極的に実施した点に先駆的な意義を認めることができる。

荒木の低能児教育におけるもう一つの特徴として、教育観の統合性を挙げることができる。学級担任後半の指導の中で顕著となったことであるが、障害原因の解明や衛生・治療に役立たせた医学（医師との連携）、検査・調査・観察に適用された心理学、⁽⁷⁸⁾道徳教育の基礎となった倫理学、⁽⁷⁹⁾指導理念の中核となった教育学、あるいは熱情を傾けさせた宗教観など、彼の低能児教育観には多くの学問や宗教が統合されていた。しかも、前述のように、学校と家庭・社会、ある時は自然環境までが、児童一人ひとりの学習活動の中で統合されていたのである。

この特別学級の経営は開設3カ年近くで行き詰まりを見せており、⁽⁸⁰⁾事前の視察研修があったにしても、開設当初は未だ理論的基盤が貧弱なものであったと考えられる。明治44（1911）年、福岡医科大学における夏季講習会に参加した彼は、当時「低能児教育学の権威たる榊博士の講演」⁽⁸¹⁾を聴講し、この教育に関する有益な示唆を受けている。なお、郊外教授の有効性が確認さ

れたという「北九州旅行」の資金は、上記講習会有志の寄附金であった⁽⁸²⁾。こうした教育者としての「努力と体験」が、7カ年にして漸く効果を現わしたのである⁽⁸³⁾。

3. 身体養護思想と体育

前項でも述べたように、明治期における劣等児・低能児の教育問題は、就学督責による就学率の向上や学力向上政策の結果として浮上してきた問題であった。こうした児童は、多くは国語科及び算術科の成績、あるいは留年回数によって選ばれるのが普通であったが、いかなる分野の教育を行なうにも、先ず対象とする児童・生徒の正確な理解が必要であることは、今も昔も変わりはない。当初から特別学級の児童に関して、学力だけにとどまらず、身体状態や精神・情緒面の状態にも強い関心もたれてきた。特に原因調査の一環として、疾病異常調査や形態的・機能的検査が実施されてきた。例えば、群馬県館林尋常小学校「菊の組」の成績不良原因調査⁽⁸⁴⁾、東京高等師範学校附属小学校補助学級の諸調査⁽⁸⁵⁾、長野市後町尋常小学校の「低能児調査」⁽⁸⁶⁾、あるいは前述の熊本市山崎尋常小学校特別学級の諸調査⁽⁸⁷⁾などを挙げる事ができる。この疾病異常調査を含めた身体に関する諸検査は医師の協力が必要であり、学校衛生の進展とも深く関わっているところから、若干そうした事情についてもふれておきたい。わが国の学校衛生の諸制度は、明治29(1896)年から同37(1904)年頃にかけて整備され始めている。明治30(1897)年に「学校清潔方法」⁽⁸⁸⁾、「学生、生徒身体検査規程」(直轄学校のみ適用)、同31(1898)年に「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」⁽⁸⁹⁾、「学校医職務規程」⁽⁸⁹⁾、「学校医の資格」⁽⁸⁹⁾、「学校伝染病予防及消毒方法」⁽⁸⁹⁾、同33(1900)年に「学生生徒身体検査規程」(公立学校に適用)が公布・制定されている。しかし、現実にこうした制度の現場への徹底には、学校医の設置状況も示すように、当局の十分な理解と時間が必要であった。それにも拘らず、多くの特別学級は、その教育に当たって医師と提携し、原因の解明や治療に努力していた。その背景には、次のような事情があったと思われる。それは、明治30年代に入ってから「欧米の障害児保護・教育情報や関連諸科学」の移入と、その普及の始まりである⁽⁹⁰⁾。特に榊保三郎、富士川游(1865-1940)らの教育病理学、乙竹岩造の低能児教育法の紹介が、当時初等教育界を対象に推し進められていたことである。こうした欧米の先進的な教育法の接触と、前述の学校衛生制度の発達とが、その背景にあった。

さて、疾病異常調査を含む身体に関する諸検査の結果、各学級の大多数の児童が何らかの疾病異常を保有していることが発見された。しかも同時に「精神上の欠陥によって、知能の劣っている者」以外に、「社会事情や衛生的環境から……心身の正常な発達を妨げられているために、学習力の劣っている者」もかなり多いことが確認された。この後者に該当する児童は、特別な学科指導と身体養護、即ち個別指導や特別学級指導による学習指導と、適度の運動や栄養改善など学校衛生的指導、あるいは医師の治療などにより健康を取り戻し学力を向上させることが多かった。「一般に劣等生といえば……身体の劣等も意味している」⁽⁹²⁾、「劣等児を救済せんには、まずこの身体の欠陥を治療する事は、第一に着手せざる可らざる要義なり」との指摘⁽⁹³⁾、あるいは低能児「教育は身体と密接の関係がある……身体を大に顧慮しなくてはならない」⁽⁹⁴⁾という小林の報告などは、上記の事情をよく物語っている。

明治期から大正初期にかけては、東京高等師範学校附属小学校補助学級や熊本市山崎尋常小学校特別学級で実践された健康第一主義・体育第一主義という学級教育は両学級以外に見られなかったが、明治末期に至り、「養護」面から学級設置の有無に関係なく劣等児・低能児に対し、⁽⁹⁵⁾

体育的諸活動にも関心が向けられるようになった。当時の各県における劣等児及び低能児についての「取扱法」に関する報告⁽⁹⁶⁾でも、遊戯は「発育及心情陶冶の上」で効果があるととらえられており、遊戯主体の指導が行なわれていた。明治30年代の対応と比較し、そこにはかなりの進展が見られた。しかしながら、再び視点を教育全体に向けたとき、初等教育界では学力向上主義は依然として続いており、大正期に入っても、医学的措置や指導により、また、「姿勢・清潔整頓・睡眠・食物・運動・入浴などの諸条件（外部的）を調整して、彼等の内部的な異常精神を少しでも治療回復させ、普通児に接近させ⁽⁹⁷⁾」るという養護思想が一般的であった。従って、明治期から大正初期にかけての劣等児・低能児に対する身体養護思想は、学力向上・知的啓発の志向から脱け切れなかったものと考えべきであり、この思想の一部を支えていた体育的対応は、体操科指導も含めて模索の段階を出なかつたものと言えるだろう。

4. 養護・訓練的指導思想と体育

「養護・訓練⁽⁹⁸⁾」とは、昭和46年度から障害児対象の学校において施行された教育課程の一領域で、「心身に障害をもつ児童、生徒がその障害に基づく種々の困難を克服して、可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加していく能力を養うため」の「特別な指導」を行なう目的で、新たに加設された教科である。その内容は、心身の適応、感覚機能の向上、運動機能の向上及び意志の伝達からなっている。

一宮俊一⁽⁹⁹⁾は、こうした養護・訓練的指導理念が石井亮一、乙竹岩造らによって明治後期に移入・唱導されたと報告している。その移入・唱導によって、特別学級における教育の中で、特に技能科や特設教科でも、この指導理念に通ずる構想が芽生えたことを指摘したい。それは、遊戯運動、歩行練習、手指（手掌）の運動、姿勢矯正などの指導に見られた。特に前三者は低能児教育における「特別な指導」に含まれるものと思われるので、以下この3項目について若干検討を加えることにする。

①遊戯運動 小学校に劣等児・低能児のための特別学級が開設されて以来、体操科では体操よりも遊戯を重要な教材として位置づけてきたことは前述したが、明治後期の教育病理学や治療教育学に見られる医学・心理学・教育学を基礎とした欧米の精神薄弱児教育思潮の移入により、自由遊戯を含む広義の遊戯指導が精神薄弱児教育上必須の指導法（学習の遊戯化ともいう）と考えられるようになった。その理由の一つは、体操のもつ抽象性、律動性敏捷性及び画一性が劣等児・低能児の能力に適合しないことであった。それは、岩手県師範学校附属小学校特別学級の「瑞典式体操」についての報告、即ち、「挙止動作の反応遅緩にして且身体各部の運動自由ならざるため号令を聞き誤り運動を誤り共同斉一運動は困難なり⁽¹⁰⁰⁾」という報告からも明らかである。二つは、遊戯のもつ自由性、娯楽性、具体性、あるいは直観性という性質が児童の興味・喜悅と適合していることにあった。教師は遊戯のもつ性質や児童の本能を生かし、筋肉の統御⁽¹⁰¹⁾（あるいは協応性、敏捷性といった運動調整能力）や心力（知力、知能ともいった）の啓発を広義の遊戯に求めたのであった。

石井は、白痴児教育上「遊戯は……必要欠くべからざるもの」ととらえ⁽¹⁰²⁾、遊戯によって筋肉統御、協応動作、注意力、敏捷動作を育成しようとした。この学習指導には、「大体な運動より始めて順次小部分の運動に移り、又始めは教師のなすがまゝに模倣せしめ、遂に自己の意志の⁽¹⁰³⁾

命令により行動し得るに至らしむる」方法がとられた。⁽¹⁰⁴⁾ また、ア. なるべく簡単に一度に一事を限って習得せしめる、イ. 練習方法は一定にし、号令は極めて単純にする、ウ. できる限りおもしろくする、エ. 一遊戯の時間は4~10分とする、ことなどが留意された。⁽¹⁰⁵⁾

乙竹もまた、遊戯によって心力の調和的発達ができるものと考えた。その学習は、「感覚器官並びに各関節を十分に活動せしむるやうなことから始めまして^(ママ) 次ぎに勤労作業に堪ふるに至るやうなものを課し、^(ママ) 然る後始めて心力を覚醒せしむるといふ点に達するやうにすること」であった。従って、乙竹の場合、遊戯は将来の職業に連なる作業的遊戯(例えば、手工など)まで含むものであった。

同様に榊も、「身体ノ調和的発達ヲ企図シ」「心意ヲ陶冶セン」ためには、「特ニ体操遊戯及ビ唱歌 図画 手工等ノ価値アルコトヲ認知セザルヲ得ザルナリ」と評価し、⁽¹⁰⁷⁾ 遊戯によって心力の啓発を意図した。

この三者に見られる遊戯による心力の啓発・覚醒の思想は、現今齊藤義夫らが主張している「脳育」思想に通ずるものであった。齊藤らは脳生理学の法則を適用し、「体育は脳育である」⁽¹⁰⁸⁾ と指摘している。三者のうち、特に乙竹は生理学的方面から、次のように述べている。⁽¹⁰⁹⁾

「ローランドー」溝の近傍即ち従前は漠然運動の中心と称して居りました所の部分は、実は観念の成立、聴合の作用、注意的思考と云ふものに重大な関係を有って居る……身体筋肉の運動、触覚、伸縮の作用と云ふやうなことに依って大脳此の部分^(ママ)を働かすといふことは精神作用の奥の院である所の大脳の最も重要な部分の発達に必要欠くべからざるものである。

こうした思想は、一部の特別学級教育の中で実践されていた。東京高等師範学校附属小学校補助学級担任の小林は、遊戯を「身体を主とするもの及び心力を主とするもの」⁽¹¹⁰⁾ に区別していた。彼は、補助学級の児童に対し、「駈足」、「旗取鬼ごっこ」、「綱引」、「手つなぎ鬼」、「猫鼠」などの全身運動を最初に課し、その後「擬戦、玉なげ、ボール落し、^(ママ) バスケットボール、ボール渡シ、^(ママ) 玉つき、石けり、おはじき」など、「注意力思考力を使ふ運動」⁽¹¹¹⁾ を課した。同じく田島も、「投球遊戯具」などの器具を使い、「心力と、体力、殊に筋肉の両作用の調和的発達」⁽¹¹²⁾ を図った。また、福岡県女子師範学校附属小学校特別学級(低能児対象の午後級)では、遊戯を「注意集中ノ練習方法」の最適なものとして活用した。⁽¹¹⁴⁾ 例えば、「積木」、「環ナラベ」、「梯」歩行、「豆囊」送りなどの遊戯が音楽を添えて指導され、特に「茶碗ニ水ヲ充タシテ之ヲ捧ゲ」ての歩行、音に向かったの目かくし歩行、「金槌」打ち、竿による的突き、玉入れなどの遊戯が注意力や集中力を養う目的で課せられた。⁽¹¹⁵⁾ なお、当時、低能児を含む異常児教育の研究と実践に当たっていた脇田良吉も、「遊戯を利用して注意を養成するといふ事は、児童の将来に於て最も必要なる事である」と強調し、⁽¹¹⁶⁾ 具体的教材として、「自由遊戯」、「輪投げ」、「戴囊競争」、「障害物競争」、「旗送り」、「綱引き」、「鎖行進」、「割烹遊び」(女兒)、「炊事遊戯」(女兒)、「唱歌適用の遊戯」⁽¹¹⁷⁾ を推奨している。

以上のように、遊戯のもつ性質や内容を巧みに生かして視覚、聴覚、触覚及び運動感覚を刺激し、それらと動作との協応性を高める機能訓練的指導が、一部の学級であったが、実践されていたのである。

②歩行運動 一宮も報告しているが、石井も乙竹も歩行練習を重視していた。石井は、「歩調整はずして平衡を失するもの」に「階段の昇降」、「凸凹甚しき道路」の歩行、「滑り易き氷

上」の歩行、横たえた「梯級の間を踏ましむる」、「白墨にて足跡をかき其上を歩ましむ」などの練習や、種々の姿勢で直線上を歩ませる練習を課した。また、乙竹も、歩行や姿勢などの運動機能の向上が「感覚機関を覚醒せしむる」ものととらえていた。⁽¹¹⁹⁾なお、脇田も次のようなことを指摘している。「甚だしき拙劣者に向っては、歩調とか、腕とか、手指の運動などを十分に奨励するがよい。歩み方については、地上に線を引くとか、狭い板を置くとかして、其上を歩ませるのがよい。さうして可なりの練習が出来たならば、正式の体操を課するやうに、指導してゆけば、相当の発達を望むことが出来る」⁽¹²⁰⁾と。

この三者からも推知されるように、低能児のための歩行練習は、運動機能向上のための基本的動作訓練に属し、本来の遊戯や体操を課するための前段階的な特別指導と考えられていた。こうした実践が、万年尋常小学校特別学級の「特別訓練」⁽¹²¹⁾に見られた。同学級では、歩行の正常化を図るため、「一番線の針金で径1尺の輪と、同じく7寸のものを沢山作り、これを一定間隔に並べて、その輪の中を歩かせる。……馴れるにつれて1尺から7寸の輪にする」という練習が、「学科教授に導入する前段階」で実施されていた。

③手指運動 前項でもふれたが、脇田は、「甚だしき拙劣者」や「体操の出来ないもの」に対し、「簡単なる機械体操、又は其他の機械により、手指等の運動をなさしむる」必要があると指摘している。⁽¹²²⁾また、笠原は京都帝国大学主催の「第三回夏季講演会」で、次のような「特別な体操」⁽¹²³⁾を奨励している。

- (一) 上肢は懸垂したまゝでたゞ手掌だけ前後にまわす運動 (二十回~四十回)
- (二) 同じく上肢は懸垂して居って手掌だけを上げ下げする運動 (十回~三十回)
- (三) 手掌の円形運動 (二十回~四十回)
- (四) 手掌の∞形運動 (十回~二十回)
- (五) 手掌の拳開閉運動 (二十回~三十回)

当時、既に Emerich Giger の「手肢並ビニ手指体操ニヨル手ノ強健法ト練習法」(Emerich Giger; Die Hand ihre Kräftigung und Schulung durch Finger-u. Handgymnastik, Jahresbericht des k. Blindenerziehungsinstitution, Wien 1893./94.) などの外国文献が紹介されており、⁽¹²⁴⁾彼等の方法には、こうした先進国の練習法も取り入れられていたものと考えられる。

この両者よりも更に具体的な指導法を考えていたのが、乙竹と榊であった。乙竹によれば、この手指の運動は、⁽¹²⁵⁾感覚機関覚醒のための一つの練習法で、日常生活の基本動作練習から教科学習(技能科学習)へと発展させていく段階的指導過程における基本動作練習に含まれるものであった。⁽¹²⁶⁾それには、次のような練習があった。⁽¹²⁷⁾

箸の使い方、球の投げ合い、球の穴入れ、木栓の穴入れ、棒や板による組み立て、ひも通し、ひも結び、鍵の取りはずし

榊は、Johann Wilhern Klein の「失明者教授ニ関スル教科書」(J. W. Klein; Lehrbuch zum Unterricht der Blinden, Wien 1819.) を引用し、⁽¹²⁸⁾失明者の練習法を白痴児の無器用矯正に適用すべしと主張した。⁽¹²⁹⁾その指導法は、次のようであった。

主ニ「マッサージ」殊ニ有効ナル自己接摩、粘土細工ノ練習、又最初ハ手部全体ノ運動ヲナサシメ、次ニ各個ノ手指運動、例ヘバ屈伸、各個手指ノ屈折、拳握セシ手指ヲ順序的ニ伸展セシムルガ如キ、簡単ナル練習法ニヨリ矯正スルコトヲ得ベシ、シカル後ニ各手指ヲ親指ニ対向セシムルガ如キ、又ハ各手指ヲ互

ニ交叉スルガ如キ複合運動ヲ練習セシメ、最後ニ實際ニ有用ナル使用運動、換言スレバ有意運動ヲナサシムベシ、例ヘバ控鈕ヲ脱シ、或ハ掛ケ錠ヲ閉鎖シ或ハ開キナドスルコト、穿孔、釘ヲ板上ニ打チ込ムコト、大針ノ目ヲ糸ニテ徹シ、宝玉ヲ把ラシムルナドノコトヲナサシムベシ。

乙竹の具体的な指導内容は、対象児の能力程度の関係から小林の指導内容には取り上げられなかったが、その考え方は小林の技能科及び作業学習の指導法に反映されていた。また、柵の手指運動の練習は、福岡町女子師範学校附属小学校特別学級(午後級)で実践されていた。担任と思われる友納友次郎の報告によれば、低能児対象の午後級における特設「特別作業」、⁽¹³⁰⁾「体操遊戯」、⁽¹³²⁾「唱歌」、⁽¹³³⁾「図画」及び「手工」などの教科が合科的に指導され、その中で、この手指運動の練習も取り上げられていた。例えば、遊戯における音楽(風琴の拍子)を伴っての「積木及び環ナラベ」⁽¹³⁴⁾や、手工における「色板排(並=筆者)べ、^(ママ)豆細工、折紙細工、切貫細工、粘土細工又ハ簡易ナル竹細工……」⁽¹³⁵⁾などの学習が、「各人各個」の能力に応じて弾力的に指導された。⁽¹³⁶⁾

以上、明治期の劣等児、低能児対象の特別学級における遊戯運動、歩行運動及び手指運動について、その指導理念や指導法の一端を検討したのであるが、それらの運動学習は、本来の教科学習以前の前段階的性格のものであったことが明らかとなった。また、このことから明治後期の低能児学級教育の中で、最近新設された養護・訓練的性格の指導が、既に芽生えつつあったことも明らかとなった。

V おわりに

明治期に展開された公立及び附属小学校における劣等児・低能児対象の特別学級について、その学級教育の中で実践された体育的諸活動の性格や体操科の教科としての位置づけを、その背景と考えられる事情と関連させて検討を加えてきた。その結果、若干の新しい所見も得られたので、終わりにそれらをまとめて、この稿の結語としたい。

1. 学力向上政策は明治末期に至っても続いており、この政策の下では、東京高等師範学校附属小学校補助学級や熊本市山崎小学校特別学級のような教育方針の発想転換を行なわない限り、体操科は疎外されがちとなり、教科として劣等児、あるいは低能児のための適切な指導を行なうには限界があった。

2. 劣等児及び低能児対象の学級の編制法には、分団式編制法、所属移動編制法、能力別編制法が見られ、前二者には劣等児及び低能児のための適切な体操科指導は期待されなかった。能力別編制法によって編制された学級で、明治末期に開設された前述の両学級では、健康第一・体育中心主義を基調とした教育が実践された。その実践の背景には、乙竹岩造や榊保三郎らの唱導した欧米の障害児教育思想があり、その内容は現代的意義をもち、注目すべきものであった。

3. 身体に関する諸検査の結果、学級児童の大多数は何らかの疾病や異常をもっていることが確認された。欧米の障害児教育法の接触や学級衛生制度の発達により、明治末期には、家庭との連携を密にしての衛生指導の徹底化とともに、その疾病・異常の除去・軽減に医師が関与することとなった。しかし、そうした養護思想の高まりの中での体育的対応は、未だ模索の段階を出なかった。

4. 学級教育の中で、遊戯運動、歩行練習及び手指運動が、教科指導の前段階的性格をもって、特別に加設された教科や技能教科の中で、時には合科的に指導された。そこには、実施されつつある「養護・訓練」的思想の萌芽を見ることができた。

註

- (1) 国立教育研究所(編), 日本近代教育百年史, 第6巻, 国立教育研究所, 1947, pp. 736-742, 794-796
- (2) 日本近代教育史刊行会(編), 日本近代教育史, 講談社, 1973, p. 279
- (3) 日本近代教育史事典編集委員会(編), 日本近代教育史事典, 平凡社, 1972, p. 157
- (4) 兵庫県教育史編集委員会(編), 兵庫県教育史, 兵庫県教育委員会, 1963, p. 868
- (5) 神戸市教育史編集委員会(編), 神戸市教育史, 第2集, 神戸市教育史刊行委員会, 1966, p. 918
- (6) 長野県教育史刊行会(編), 長野県教育史, 第13巻, 史料編7, 長野県教育史刊行会, 1978, pp. 356-370.
- (7) 長野城山学校百年史編集委員会(編), 長野城山学校百年史, 長野市城山小学校, 1973, pp. 516-534
- (8) 金港堂(編), 全国附属小学校の新研究, 金港堂, 1910, pp. 136-167, 1005-1131
- (9) 荒川勇・大井清吉・中野善達, 日本障害児教育史, 福村出版, 1976, pp. 55-61, 85-94
- (10) 精神薄弱児問題史研究会(編), 人物でつづる精神薄弱教育史, 日本文化科学社, 1980, pp. 143-255
- (11) 群馬県内務部第三課, 群馬県教育事績, 群馬県内務部第三課, 1910, pp. 251-280
- (12) 一宮俊一, 「わが国における初期の精神薄弱教育の性格」, 徳島大学学芸紀要, 教育科学, 第19巻, p. 2, 1971. 一宮も報告しているが, この附属小学校の試みは, 精神薄弱教育が進展するに及んで公立小学校のそれと一本化の方向をたどっていくことになる。
- (13) 日本近代教育史刊行会(編), 前掲書, p. 279
- (14) 荒川勇・大井清吉・中野善達, 前掲書, p. 55. なお, 試験制度は, 明治33(1900)年の「小学校令施行規則」により廃止された。
- (15) 戸崎敬子, 「明治末期における『学力向上』政策と, 劣等児・低能児教育」, 高知大学教育学部研究報告, 第23号第3部, pp. 175-188, 1971
- (16) 文部省, 特殊教育百年史, 東洋館出版社, 1978, pp. 33-35.
- (17) 精神薄弱問題史研究会(編), 前掲書, p. 146. なお, 促進学級とは, 原級に復帰させることを目的とした学級をいう。
- (18) 国立教育研究所(編), 前掲書, p. 738. 戸崎敬子, 前掲論文, p. 183. 戸崎は, 上記論文で「長野県においては, 明治38(1905)年11月全県下から134の小学校を選抜し, 尋常科第四学年の国語, 算術について, 『長野県小学校児童学業成績調査』を実施したと報告している。
- (19) 長野県教育史刊行会(編), 前掲書, pp. 370-371
- (20) 兵庫県教育史編集委員会(編), 前掲書, p. 868
- (21) 長野県教育史刊行会(編), 前掲書, p. 368
- (22) 脇田良吉, 小学校における成績不良児教育法, 修学堂書店, 1909, p. 131
- (23) 戸崎敬子, 前掲論文, pp. 178-179
- (24) 内山喜久雄(監), 斉藤義夫・小林重雄(編), 知能障害事典, 岩崎学術出版社, 1978, pp. 407-408. 同書によれば, マンハイム・システムは「1901年にドイツのバイエルン州マンハイム市で同市視学のジッキンガー(Sickinger, J. A.)によって試みられた学級編制法」であり, 「この方式は, 当時ドイツを訪れた乙竹岩造らによって明治30年代に日本に紹介され, 「明治末期からみられる補助学級, 促進学級に影響した」という。
- (25) この規定は, 「附属小学校ニ於テハ規定ニ示セル学級ノ外成ルヘク, 盲人啞人又ハ心身ノ發育不完全

ナル児童ヲ教育センカ為、特別学級ヲ設ケ之カ教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス。……」というものであった。

- (26) 中野光(編), 及川平治, 分団式動的教育法, 世界教育学選集, 第69巻, 明治図書, 1972, p. 319
- (27) 浅尾紘也, 「精薄弱児教育における分団教育の歴史的考察——大正新教育との接点について」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第5号, p. 73, 1967
- (28) 齊藤千栄治, 「劣等児及低能児教育の実際的研究(一)」, 小学校, 第16巻第3号, p. 203, 1913
- (29) 及川平治, 分団式各科動的教育法, 弘学館書店, 1915, p. 1(自序). 及川は, 同書の自序で「特に, チュウ井一博士の思恵を受けてゐる」と報告している。
- (30) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 57. 及川は, Séguin の著「白痴とその生理的教育方法」の一節にある「魯鈍児の教育は, 常に筋肉より始めるがよろしい……」を引用し, 「活動主義」の根拠とした。
- (31) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 319. 中野は, 同書で及川の分団式教育法が「O. M. Johnes: Teaching Children to Study, The Groupsystem Applied, 1906.」にヒントを得たと指摘している。
- (32) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 6. 乙竹の「低能児教育法」が参考にされている。
- (33) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 6. 笠原の「教育病理学」が参考にされている。
- (34) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, pp. 20-28
- (35) 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 168
- (36) 齊藤千代治, 前掲論文, p. 204. 齊藤の報告によれば, その後「低能児」も収容した, 但し, 「特別学級に収容すべき児童は, 読方, 算術共通の成績不良児」であったという。
- (37) 金港堂(編), 前掲書, pp. 967-968. 中野光(編), 及川平治, 前掲書, p. 46, 110. 及川は「身体の健全は活動の根元」ととらえていたが, 「為さしむる主義」にも見られたように, 体育は「自己鍛練制度」であった。その意味で, 及川の体育観は健康児的であったと言えるわけである。
- (38) 宗像豊蔵, 「体操教授中の個別取扱」, 小学校, 第22巻第8号, p. 579, 1917. 水町繁次, 「体操科に於ける個別的取扱の実際」, 小学校, 第29巻第9号, p. 697, 1920. 以上の報告は, 分団式指導法に関するものである。
- (39) 鈴木治太郎, 初等教育最近実際問の研究, 宝文館, 1910, pp. 285-322. 同書によれば, 第2学年より第4学年の児童7名がこの特別学級に配属されていた。以下, 同学級の指導内容などは, 同書を参考資料とする。
- (40) 脇田良吉, 前掲書, pp. 153-172. 同書の報告によれば, 同学級の児童は, 「全く白痴との仲間にいるものを含む」児童であったという。
- (41) 榊保三郎ら, 異常児ノ病理及教育法教育病理及治療学, 下巻, 富山房・南江堂書店, 1910, pp. 645-647
- (42) 鈴木治太郎, 前掲書, p. 156. こうした方式は, 岩手県師範学校附属小学校の劣等児学級にも見られた。同学級は, 「修身, 唱歌, 体操には普通児童と一緒に普通学級に勉強せしむることに」していた。なお, 同学級の方式は, 「榊保三郎氏らの考え方」が影響していた(佐藤静夫, 「明治時代における岩手県の劣等児教育」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第10号, pp. 21-28, 1972)。
- (43) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 646
- (44) 補助学級とは, 学力向上によって原級復帰を予定せず, 学級所属を固定して卒業までを原則として在籍させて指導していく学級である。
- (45) 精神薄弱問題史研究会(編), 前掲書, p. 166
- (46) 精神薄弱問題史研究会(編), 前掲書, p. 167. なお, 小林は劣等児及び低能児について, 次のように定義している。即ち, 「劣等児は之を二つに分ける。一は狭義の劣等児であって他は低能児である。前者即ち狭義の劣等児といふのは, 普通の生徒にして知力の全部又は一部が少々劣ってゐるもの, 普通児と合同教授をしても普通児と共に進んでいられないものでかの原級留置にせられる様なものである。低能児といふのは知力が全く普通児より低くあって, 普通児と共にどうしても学習していくことの出来な

- いもの」であると(小林佐源治, 劣等児教育の実際, 日黒書店, 1914, p. 19)。この教育の発展が遅れたのは, 劣等と低能, 換言すれば, 知能障害を判別する方法がなかったことによるとも言えるわけで, フランスのビネ(Binet, A. 1857-1919)による知能測定尺度が三宅鉦一・市川源三・上野陽一らの手によって紹介されたのは, 明治41(1908)~同45(1912)年であった(荒川勇・大井清吉・中野善達, 前掲書, pp. 85-87)。小林は次のような検査・調査を実施している。即ち, 身体面では遺伝, 生活史, 身体一般, 変質徴候の調査, 精神面では感覚, 観念, 注意, 記銘, 記憶, 想像, 思考, 感情, 意志, 心理などの検査を実施(小林佐源治, 「低能児教育の要領」, 教育研究, 第147号, pp. 30-38, 1916。小林佐源治, 同前論文, 同前書, 第150号, pp. 19-25, 1916)。
- (47) 小松佐源治, 「低能児教育の要領」, 教育研究, 第151号, pp. 17-18, 1916。この小林の報告によれば明治41(1908)年尋常科2年7名, 同42(1909)年(同報告は明治43<1910>年になっているが, 同42<1909>年と考えられる)尋常科2年3名, 同3年8名, 同43(1910)年尋常科2年1名, 同3年2名, 同4年7名, 同44(1911)年尋常科3年1名, 同4年3名, 同5年6名, 同45(1912)年特別学級を補助学級とし, 上級(尋常科4~6年), 下級(尋常科2~3年)とする。上級11名, 下級8名であった。
- (48) 小林佐源治, 前掲論文, 教育研究, 第151号, p. 20。この小林の「『働ける社会人』を教育目標にし, 教育を『生活』におき, 知的学習は生活に必要な最低限にとどめ, 合科指導」を行なったことについて, 西谷三四郎は, 「今日においても極めて妥当」であり, 教えられる点が多いと評価している(西谷三四郎, 「東京高等師範学校附属小学校特別学級の初期の資料」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第2号, p. 40, 1965)。なお, 合科指導を行なった特別学級には, 福岡県女子師範学校附属小学校特別学級の午後級があった。このことについては後述する。
- (49) 小林佐源治, 前掲論文, 教育研究, 第150号, p. 26, 1916
- (50) 田島真治, 「劣等児童教育の要領」, 教育研究, 第186号, p. 37, 1919。田島は上級の児童を担当したのであるが, 同報告の中で劣等児教育は, 「一は身体の発達によりて知能に善影響を及ぼす事と, 一は身体の発達によりて彼等の将来の筋肉に訴へて職業の基礎を作る為」の指導が肝要であると指摘している。
- (51) 小林佐源治, 前掲論文, 教育研究, 第151号, pp. 21-22
- (52) 森清, 「精神薄弱教育の問題(V)——精神薄弱特殊学級の成立過程」, 熊本大学教育学部紀要, 第15号第2分冊(人文科学), p. 116, 1967。内山喜久雄(監), 斉藤義夫・小林重雄(編), 知能障害辞典, 岩崎学術, 1978, p. 332。後者によれば, Decroly, Ovide(1871-1932)は, 1907年知能障害児教育の経験を生かし, 普通児対象の生活主義の学校で合科教授法を採用している。こうしたことから, 森はこの試みを高く評価している。ここでは, 体育を重視した合科教育を低能児教育に適用したことに関して評価される。
- (53) 小林佐源治, 前掲書, pp. 347-348。
- (54) 小林佐源治, 前掲書, pp. 348-349, 451-454
- (55) この「脳育」とは, 木庭修一・斉藤義夫・植野善太郎らが, 「精神薄弱児の体育指導」の中で使用している語であり, 後述するので, ここでは概念の説明を省略する。
- (56) 田島真治, 「劣等児の体操」, 教育研究, 第127号, pp. 48-53, 1914。田島真治, 「劣等児の体操」, 教育研究, 第128号, pp. 38-43, 1914。また, 小林は「医療体操として医療的のものをもったが特にそれほどの生徒もなく必要なかった」と報告しており, 田島と同じ考え方をもっていたと考えられる(小林佐源治, 前掲書, p. 454)。なお, 「明治四十三, 四年ごろは脊柱彎曲者が40%を越える有様で, 姿勢教育について重視され矯正体操が広く取り上げられ」ていた(文部省(監), 日本学校保健会(編), 学校保健百年史, 第一法規, 1974, (第2刷), p. 59)。
- (57) 田島真治, 前掲論文, 教育研究, 第127号, pp. 50-51
- (58) 小林佐源治, 前掲論文, 教育研究, 第152号, pp. 5-6
- (59) 乙竹岩造, 前掲書, pp. 471-474
- (60) 荒木善次, 低能児教育の実際, 文川堂書房, 1935, pp. 30-41

- (61) 荒木善次, 前掲書, pp. 30-41. 山崎小学校特別学級の開設年月について, 清水が「大正二年六月が正しいものと思われる」(清水寛, 「日本精神薄弱関係文献目録と解説, 戦前 その<四>」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第4号, p. 61, 1966)と報告しているように, 疑問点があるが, 本稿では「明治四十二年六月」説を採用して検討した。
- (62) 荒木善次, 前掲書, p. 42. 荒木の報告によれば, 「研究中の処もあり, 或は廃止の処もありました」との附記もあるが, 当時奈良女師附小の補助学級は開設されていなかった。荒木学級開設年月に疑問が出てくる所以である。
- (63) 荒木善次, 前掲書, pp. 49-50, 88-90. 荒木の低能児の内容は, 「白痴, 盲啞, 孤児及び就学猶予の学齢児童以外の学齢児童」であり, 知能劣悪存者, 一部学科成績が劣悪な者, 「強健性低能」者, 身体虚弱で知能劣悪な者, 感覚異常の者, 一種の変質性の者などであった。
- (64) 荒木善次, 前掲書, pp. 266-269. 例えば, 原因調査, 身体検査, 耳鼻検査, 精神的特質調査, 不良性格調査, 善的特質調査, 運動に現わるゝ特相観察, 容姿に現わるゝ特相観察, 家庭観察, 児童寝姿調査, 連合観念調査, 迷路練習, 盲目歩廊練習, 注意測定, 疲労と計算能力調査, その他学力検査など多数がある。
- (65) 荒木善次, 前掲書, pp. 278-584. 多くの事例が報告されている。
- (66) 荒木善次, 前掲書, p. 111, 172. ここには, 前述の小林と類似した発想の転換を見ることができる。また, この思想は特別学級担任中一貫して指導面に反映された。
- (67) 荒木善次, 前掲書, p. 112. なお, 荒木は事前の「視察所感」の中で, 第一に体育, 第二に徳育, 第三に智育, かういふ順序で進んだ方が, 此の種の教育の使命的順序ではあるまいか」と述べている(荒木善次, 前掲書, p. 47)。
- (68) 長谷川卯三郎, 「熊本市低能児教育ニ就テ」, 日本学校衛生, 第5巻第5号, pp. 27-29, 1917. 長谷川は, 同報告の中で荒木学級開設年月を「大正二年六月」と述べている(長谷川卯三郎, 前掲論文, p. 25)。
- (69) 荒木善次, 前掲書, pp. 193-198, p. 231
- (70) 精神薄弱問題史研究会(編), 前掲書, pp. 170-171. 同書で山田明は, 「生活に即した実物や経験を取り入れた教育への着目」を荒木教育論の特質の一つととらえており, これは「家庭の生活困難が低能児に及ぼす教育上の問題への着目と生活主義教育の効果という両側面から構成されたもの」と指摘している。
- (71) 荒木善次, 前掲書, pp. 234-249. なお, 「直観教授」とは, 「Anschauungsuunterricht (独), object lesson (英)の訳語」であり, 「子どもに具体的な事物をしめし感覚を通して認識の発達をはかることを教授の基本とする思想」である(日本近代教育史事典編集委員会<編>, 前掲書, pp. 273-274)。
- (72) 荒木善次, 前掲書, pp. 247-248. なお, 遠足と他教科の結びついた指導形態が出始めたのは明治17, 8(1884, 1885)年頃からであり(山本信良・今野敏彦, 近代教育の天皇制イデオロギー, 新泉社, 1974, p. 189), 同20年代以降同30年代後半にかけて, この形態が普及・定着化の傾向を示した(井上敏夫, 「作文教育と遠足との関係」, 埼玉大学紀要, 教育学部編, 第13巻, pp. 4-8, 1964)。また, 荒木学級のようになり, 対応の姿勢や実施規模では比較にならないが, 東京市下谷万年尋常小学校の特別学級でも類似した形態が見られた(清水寛, 「東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての『精神薄弱』児教育について」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第15号, p. 19, 1974)。
- (73) 荒木善次, 前掲書, p. 236
- (74) 荒木善次, 前掲書, pp. 241-242. 荒木によれば, このような指導形態は, 当時の九州地方では全く珍しいものであったという。
- (75) 荒木善次, 前掲書, pp. 245-246. 荒木は, 低能児に「かうした方面からが一番有効のやうに思はれ」と指摘している。なお, 山田明は, 「生活に即した実物や経験を取り入れた教育」, 「生活主義教育」と報告している(精神薄弱問題史研究会<編>, 前掲書, pp. 170-171)。

- (76) 井上敏夫, 前掲論文, pp. 4-9. 井上は, 同論文で「30年代中葉になると, 遠足は校外教授の一環として教育課程の中に定置され, 重要な教育的主義をになうものとなった」と報告している。荒木の方案は, この30年代に行なわれた校外(郊外)教授法を踏襲したものであった。
- (77) 北野与一, 「遠足の語源に関する一考察」, 北陸体育学会紀要, 第19号, p. 42, 1981
- (78) 荒木善次, 前掲書, pp. 115-223, 266-276, 597-600
- (79) 荒木善次, 前掲書, p. 44, 600, 603. 「敬信」が方案の目標ともなっていたように, 神や仏の敬信についての指導がなされた。なお, 教育者としての心の持ち方・在り方を宗教, 特に「目蓮というその人自身の信念」に求めていたと報告されている(喜田正春, 「荒木善次先生と精薄教育」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第8号, p. 69, 1970)。
- (80) 荒木善次, 前掲書, pp. 53-54
- (81) 荒木善次, 前掲書, p. 60
- (82) 荒木善次, 前掲書, pp. 60-61
- (83) 荒木善次, 前掲書, p. 62. なお, 荒木は, その後昭和時代に入り白王学園を経営, 精神薄弱児の教育と保護に生涯を捧げた。
- (84) 群馬県内務部第三課, 前掲書, pp. 252-254
- (85) 小林佐源治, 前掲書, pp. 70-137
- (86) 長野県教育史刊行会(編), 前掲書, pp. 370-371. 但し, この調査は, 大正2(1913)年12月の調査である。杉浦の報告によれば, この後町尋常小学校の「低能者学級」児童に対し, 「低能の原因の調査に資せん為に……受持教員と学校医と協力して遺伝及環境と身体及精神上的の検査」が, 実施されている(杉浦守邦, 山形県特殊教育史, 山形県特殊教育研究会, 1978, p. 42)。
- (87) 荒木善次, 前掲書, pp. 266-269
- (88) 文部省(監), 日本学校保健会(編), 前掲書, p. 55
- (89) 文部省(監), 日本学校保健会(編), 前掲書, pp. 115-116. 同書によれば, 小学校における学校医の設置状況は, 「勅会公布の翌年わずかに二〇%……設置率が三〇%を越えるのが明治三十四年, 四〇%を越えるのが明治三十九年, 五〇%を越えるのが勅令公布十年後の明治四十一年のことであった。……大正七年……やっと八〇%をこえるにいたった」という。
- (90) 文部省, 特殊教育百年史, p. 39
- (91) 文部省(監), 日本学校保健会(編), 前掲書, p. 152
- (92) 岸野徳四郎・広瀬佐平, 初学年教育の実際, 宝文堂, 1912, p. 6
- (93) 藤原薫, 「劣等生の衛生的観察」, 小学校, 第16巻第3号, p. 17, 1913
- (94) 小林佐源治, 前掲書, p. 137
- (95) 杉浦守邦, 前掲書, pp. 70-71. 杉浦の報告によれば, 養護の内容は, 次のような進展を見せた。明治期における養護の概念は, 当初「日常生活において栄養, 空気, 光線, 衣服, 保温, 清潔, 運動, 休養等の衛生的原則を遵守させ, 不良な習慣を矯正して, 健康を保持増進させる作用」であり, その担当者は一般教師であった。その後, 「身体検査を接点として」, 「一般養護と特別養護」という概念が生まれ, 前者が一般教師, 後者が学校医の任務となった。
- (96) 岡山県の「劣等児童取扱法」, 児童研究, 第11巻第2号, p. 45, 1908. 岐阜県の「異常児童救済法規」, 児童研究, 第11巻第3号, pp. 47-48, 1908. 「新潟県の異常児及其取扱」, 児童研究, 第15巻第8号, p. 260, 1912
- (97) 栃木県教育史編纂会(編), 栃木県教育史, 第5巻, 栃木県連合教育会, 1959, p. 407. この報告は「大正5, 6年頃」のもので, 「彼等」とは「劣等児と軽度の低能児」の意である。
- (98) 文部省, 養護学校(精神薄弱教育)学習指導要領解説, 東山書房, 1978, (第5版), pp. 88-89, 119-120
- (99) 一宮俊一, 「『養護・訓練』の史的考察1」, 徳島大学学芸紀要, 教育科学, 第27巻, pp. 1-8, 1978.
- (100) 脇田良吉, 前掲書, p. 218. なお, 同書は, 脇田が「楽石社特殊教育部」(東京)と「富士見小学校」で

- の「約2ケ年」の研究と実践による「副産物」である(脇田良吉, 異常児教育三十年, 日乃丸会, 1933, (再版), pp. 18-19)。
- (101) 石井亮一, 白痴児其研究及教育, 丸善株式, 1904, p. 17, 255, 256, 260. 同書で石井は, 「筋肉の統御と知力の間には甚密接なる関係の存するものなることを證明せざるはなし。而して前者の発達と共に注意力随て又知力の発達せる例證少からず」と述べている。
- (102) 石井亮一, 前掲書, p. 261
- (103) 石井亮一全集刊行会(編), 石井亮一, 石井亮一全集, 第1巻, 石井亮一全集刊行会, 1940, pp. 206-234. 石井は, この「遊戯競技」の中で, 75種の遊戯運動に, 用具, 目的, 指導法を添えて提示している。
- (104) 石井亮一, 前掲書, pp. 252-253
- (105) 石井亮一全集刊行会(編), 石井亮一, 前掲書, pp. 205-206. 同書には, 留意事項が13項目提示されているが, ここでは主要な点を略記した。
- (106) 乙竹岩造, 前掲書, pp. 400-401. 乙竹は, 戸外遊戯の他に, 教室内で行なわれる作業的遊戯, 即ち, 図画や手工などをも含めた広義の遊戯を考えていた。
- (107) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 724
- (108) 木庭修一・斉藤義夫・植野善太郎, 精神薄弱児の体育指導, 金子書房, 1974, p. 10. 斉藤らは, その根拠を次のように述べている。「脳の機能は, 細胞間の結合が精密化し, 神経繊維の髓鞘化が進むにつれて向上していく。しかも結合の精密化と髓鞘化には一定の順序性があり, それは「大脳皮質においては『感覚・運動の中枢から連合中枢(思考や判断の中枢)へ』という順序である。一方, 神経は適度に使うことによって発達が促進される」と。
- (109) 乙竹岩造, 前掲書, pp. 468-469
- (110) 小林佐源治, 前掲論文, (第15号), p. 24
- (111) 小林佐源治, 前掲書, pp. 451-452
- (112) 田島真治, 劣等児と低能児の教育, 目黒書店, 1918, pp. 483-484. 同書によれば, 田島は「球受け遊戯」や「略式キャップテンボール」も考案し, 実施していた。
- (113) 田島真治, 前掲論文, (第127号), p. 50
- (114) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 724
- (115) 榊保三郎ら, 前掲書, pp. 724-725
- (116) 脇田良吉, 小学校に於ける成績不良児教育法, p. 277. なお, 当時, 成績不良児の「注意」についての関心は高く, 元良勇次郎ら心理学者の影響もあって, こうした児童の教育上問題化していた(元良勇次郎, 「精神操練に就て」, 感化救済事業講演集, 下巻, 内務省地方局, 1909, pp. 779-797)。
- (117) 脇田良吉, 小学校に於ける成績不良児教育法, pp. 310-312. なお, 脇田は「豆袋投げ」, 「お小梅や球の投げ合い」をも特別指導した(脇田良吉, 異常児教育乃実際, 金港堂書籍, 1915, p. 247)。
- (118) 一宮俊一, 前掲論文, (徳島大学学芸紀要, 教育科学, 第27巻), p. 3
- (119) 石井亮一全集刊行会(編), 石井亮一, 前掲書, p. 104, 215
- (120) 乙竹岩造, 前掲書, p. 362. なお笠原は, 「補助学校」における「体操」科の「筋肉の練習」で, 「片足でもって長く立つ」ことや, 「運動場に線をひいてその上を真すぐに走らす」ことを推奨している(笠原道夫, 異常児教育の理論と実際, 弘道館, 1913, p. 239)。
- (121) 脇田良吉, 小学校に於ける成績不良児教育法, pp. 366-367
- (122) 清水寛, 「東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての『精神薄弱』児教育について」, 精神薄弱問題史研究紀要, 第15号, p. 24, 1974. この「特別訓練」は福岡県女子師範学校附属小学校特別学級(午後級)における「特別作業」と同じく, 「養護・訓練」的内容のものであり, 注目すべきものであった。なお, 清水の報告によれば, この訓練は「元良の実験から示唆を得」たという。
- (123) 脇田良吉, 小学校に於ける成績不良児教育法, pp. 274-275. その他, 脇田は, 「指先の運動」として「弾豆等の練習」を推めている(脇田良吉, 異常児教育乃実際, p. 247)。

- (124) 笠原道夫, 前掲書, pp. 239-240. 同書は、「大正元年八月京都帝国大学主催第三回夏季講演会に口演した筆記に多少の筆を加え」たものである(笠原道夫, 前掲書, 「凡例」を参照)。
- (125) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 377
- (126) 乙竹岩造, 前掲書, p. 474. 具体的には, それは、「手工」の指導理念に見られた「小筋の運動によって其の屈伸, 卷用, 筋の韻律, 筋の連絡」を練るものと考えられる。
- (127) 乙竹岩造, 前掲書, p. 363
- (128) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 375
- (129) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 376
- (130) 榊保三郎ら, 前掲書, pp. 634-744. 友納友次郎は同書の「第二十章」を担当, 「新学級編制及び其実際」と題し, 同学級の実際を報告している。
- (131) 榊保三郎ら, 前掲書, pp. 679-683. 友納の報告によれば, この「特別作業ハ覚官ノ教練ト注意集中ノ練習及ヒ訓練上特殊ノ作業ヲ課センコトヲ目的トシテ加設セルモノ」で, 第一級から第四級まで, 各1時間配当されていた。この教科は, 前述の万年尋常小学校にも見られたが, 現在の「養護・訓練」に通ずる性格のものであり, 注目すべき教科であった。
- (132) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 671. 友納の報告によれば, 「福岡県女子師範学校附属小学校特別学級児童個人簿様式」の「遊戯体操」の項には, 興味, 種類, 持続, 運動量, 疲労, 動作, 巧拙, 他人トノ関係の調査項目が掲げられており, 児童の能力はこうした細かい調査を通じて把握され, 個別指導が行なわれたものと思われる。
- (133) 榊保三郎ら, 前掲書, pp. 727-728. 友納は, 「各教科ヲ互ニ連絡統合セシメテ教授ヲ施スベキコトノ必要ナルハ……明カナル所ナルベシ」と指摘, また, 「午後級ニ於ケル時間割ハ, 単ニ其予案タルニ過ギズシテ, 実際ノ教授ニ於テハ, 殆ンド其時ト場合ニ臨ミ適當ノ方法ニヨリ互ニ連関シテ教授スベキモノナルコトヲ記憶スベシ」と報告している。
- (134) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 724
- (135) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 726
- (136) 榊保三郎ら, 前掲書, p. 727